以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権　十年

二　［略］

［11～13　略］

（臨時休業の届出等）

第六十七条　［略］

2　銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により事務所においてその業務を行うことが当該事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

五　［略］

3　［略］

4　銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三　［略］

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第四号に該当する場合

三　［略］

（特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等）

第百二条　［略］

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所又は事務所においてその業務を行うことが当該営業所又は事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所又は事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

五　［略］

3　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　前項第四号に該当する場合

三　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

一　中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権　五年

二　［同上］

［11～13　同上］

（臨時休業の届出等）

第六十七条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　［同上］

3　［同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　第二項第二号又は第四号に該当する場合

三　［同上］

5　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

（特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等）

第百二条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

（保険業法施行規則の一部改正）

第六条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。